

区 分	内 容
前文	<p>少子化の進行に対し、結婚や子どもを生ま育てることに対する不安を取り除くことにより、安心して子どもを生ま育てることができ、子どもが健やかに成長できる社会の実現は本道の重要な課題であり、社会全体で総合的に出産や子育て、子どもの成長をしっかりと支える社会を目指し、子どもの未来に夢や希望が持てる活力ある北海道の実現のため、道民の総意として条例を制定する。</p>
第1章 総則	
第1条	<p>(目的)</p> <ul style="list-style-type: none"> 社会全体で少子化対策を総合的かつ計画的に推進するため、基本理念を定め、道及び事業者の責務並びに道民の役割を明らかにするなどにより、安心して子どもを生ま育てることができ、子どもが健やかに成長できる環境を整備し、もって子どもの未来に夢や希望が持てる社会の実現に資する。
第2条	<p>(定義)</p> <ul style="list-style-type: none"> 「少子化対策」とは、安心して子どもを生ま育てることができ、子どもが健やかに成長できる社会の実現に向けて行うすべての取組をいう。
第3条	<p>(基本理念)</p> <ul style="list-style-type: none"> 少子化対策の推進に当たっては、次の事項を基本とする。 <ol style="list-style-type: none"> 子どもの権利及び利益を最大限に尊重すること。 すべての子どもと子どもを生ま育てようとする者への支援に取り組むこと。 家庭、学校、地域、事業者、行政等の連携の下、社会全体で取り組むこと。 保健、医療、福祉、労働、教育等あらゆる分野で、総合的に取り組むこと。 人口構造、産業構造、自然環境の状況その他の地域特性を踏まえること。 結婚、出産等は、個人の価値観が十分尊重されるよう配慮すること。
第4条	<p>(道の責務)</p> <ul style="list-style-type: none"> 少子化対策を総合的かつ計画的に推進する。 国、市町村、事業者、関係団体等と緊密な連携を図る。
第5条	<p>(事業者の責務)</p> <ul style="list-style-type: none"> 家庭と仕事の両立のため必要な雇用環境の整備に努めるとともに、道の少子化対策に協力する。
第6条	<p>(道民の役割)</p> <ul style="list-style-type: none"> 安心して子どもを生ま育てることができる社会の実現に資するよう努めるとともに、道の少子化対策に協力する。
第2章 基本的施策等	
第7条	<p>(実施計画)</p> <ul style="list-style-type: none"> 少子化対策の総合的かつ計画的な推進を図るため、推進に関する計画を定めなければならない。 計画は、少子化対策の目標及び内容等について定める。 計画を定めるに当たり、道民の意見を反映することができるよう必要な措置を講じなければならない。 計画を定めるに当たり、北海道子どもの未来づくり審議会の意見を聴かななければならない。 計画を定めたときは、遅滞なく、公表しなければならない。 前3項の規定は、計画の変更について準用する。
第8条	<p>(社会全体による取組の促進)</p> <ul style="list-style-type: none"> 少子化の現状、要因、影響等を把握し道民、事業者等に周知するとともに、少子化対策の意義、目的等について、道民、事業者等の理解を促進する。 家庭、学校、地域社会、事業者、行政機関等が、その責務や役割を果たすことができるよう支援するとともに、相互の連携の下に、社会全体による少子化対策の推進が図られる体制の整備に努める。

区 分	内 容
第9条	<p>(子どもの権利及び利益の尊重)</p> <ul style="list-style-type: none"> 子どもの権利及び利益の尊重について普及啓発を図るとともに、子どもが意見を表明する権利を行使でき、子どもの意見が社会に反映される環境の整備に努める。
第10条	<p>(地域における子育て支援体制等の充実)</p> <ul style="list-style-type: none"> 地域において子育てを支援する拠点並びに子育てに関する不安を抱える親及びその子どもが交流し、相談できる場の確保を促進する。 地域における子育てを支援する団体等の活動の促進を図るとともに、高齢者、子育て経験者等の人材及び公民館等の施設の効果的な活用を促進する。 母子家庭及び父子家庭の地域における就業支援、生活支援体制の整備を推進する。 養育に恵まれない子どもの地域における養育支援、自立支援体制の整備を推進する。 発達の遅れや障害のある子どもとその家族の地域における発達支援体制の整備を推進する。
第11条	<p>(保育サービス等の充実)</p> <ul style="list-style-type: none"> 保育所における延長保育、休日保育等及び幼稚園における預かり保育、放課後児童の健全育成活動、地域の子育て相互援助活動を促進する。 保育所への入所需要に対応するため、児童の計画的な受入を促進する。 保育所と幼稚園の連携等を促進する。 保育士等の資質の向上を促進する。 保育所及び幼稚園の情報その他の子育て支援に関する情報提供体制の整備を促進する。
第12条	<p>(雇用環境等の整備)</p> <ul style="list-style-type: none"> 家庭生活との均衡のとれた働き方や職場での性別にとらわれない役割分担に関し、事業者及び労働者の意識の啓発を推進する。 育児休業制度その他の子育てを支援する各種制度の事業者及び従業員への普及啓発等を推進する。 若年者が自立し家庭を築くことができるよう就業支援体制の整備を推進する。
第13条	<p>(母子保健医療体制等の充実)</p> <ul style="list-style-type: none"> 妊産婦及び乳幼児に対する健康診査、保健指導その他の母子保健サービスの提供及び周産期医療、小児医療等の提供体制の整備を促進する。 不妊に関する相談体制の整備や適切な情報提供を推進する。
第14条	<p>(児童健全育成等の促進)</p> <ul style="list-style-type: none"> 子どもが健やかに成長できるよう、児童館等の活動の促進を図るとともに、都市公園等や河川等自然環境を活用した遊び場その他子どもが自由に遊び、安全に過ごすことができる環境の整備を促進する。 子どもの読書活動、地域における文化の伝承活動その他子どもが文化、芸術等に親しむことができる環境の整備を促進する。 保健、教育、農林水産その他関係分野の連携により健全な食生活等の知識の普及等を促進する。 性、喫煙、薬物等に関する正しい知識の普及を推進するとともに、子どもの精神保健に関する問題に適切に対応できる体制の整備を促進する。
第15条	<p>(児童虐待防止対策の充実)</p> <ul style="list-style-type: none"> 児童虐待の未然防止及び早期発見、被虐待児童の保護及び支援、保護者への指導その他の児童虐待の防止対策を総合的に推進する。 地域における保健、医療、福祉、教育、警察等の分野の関係機関及び関係団体の連携体制の整備を促進する。

区 分	内 容
第16条	<p>(教育環境の整備)</p> <ul style="list-style-type: none"> 男女が協力して家庭を築くこと、子どもを生き育てることの意義に関する教育、啓発等を推進する。 地域特性を活かした魅力のある教育、ゆとりのある教育その他の適切な教育環境の整備を推進する。 家庭、学校、地域社会の連携の下、家庭教育への支援、多様な体験活動の機会の提供等を促進する。 いじめ、非行、不登校等の問題に対応するため、相談体制の強化及び家庭、学校、地域社会との連携体制の整備を促進する。
第17条	<p>(生活環境の整備)</p> <ul style="list-style-type: none"> 子育てに配慮した良質な住宅の供給等を促進する。 子どもが安全に通行できる道路交通環境の整備、交通安全活動等を促進するとともに、子ども及び子どもを生き育てる者が安心して利用できる施設等の整備を促進する。 子どもが犯罪に巻き込まれない安全な環境の整備を促進するとともに、子どもの健やかな成長を阻害するおそれのある行為、情報等についての対策を促進する。
第18条	<p>(経済的負担の軽減)</p> <ul style="list-style-type: none"> 乳幼児並びに母子家庭及び父子家庭の医療に係る措置その他の必要な措置を講ずる。
第19条	<p>(推進体制の整備)</p> <ul style="list-style-type: none"> 少子化対策を総合的かつ計画的に実施するため、必要な推進体制を整備する。
第20条	<p>(財政上の措置)</p> <ul style="list-style-type: none"> 少子化対策を推進するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努める。
第21条	<p>(公表)</p> <ul style="list-style-type: none"> 知事は、毎年、少子化対策の推進状況について、公表しなければならない。
第3章 北海道子どもの未来づくり 審議会	
第22条	<p>(設置)</p> <ul style="list-style-type: none"> 知事の附属機関として、北海道子どもの未来づくり審議会を置く。
第23条	<p>(所掌事項)</p> <ul style="list-style-type: none"> 知事の諮問に応じ、少子化対策の推進に関する重要事項を調査審議する。 この条例の規定によりその権限に属させられた事務 少子化対策の推進に関し必要と認める事項を知事に建議することができる。
第24条 ～ 第29条	<p>以下、審議会の組織運営等に関すること。</p>
附則	<p>この条例は、公布の日から施行する。ただし、第3章の規定は平成16年12月1日から施行する。</p>